

「幌延深地層研究期間延長容認表明に関する公開質問」について

令和2年（2020年）年1月9日

令和元年（2019年）12月27日付けのご質問に対する回答は、次のとおりです。

記

【質問1】

公表されている道民の意見を見ると、「研究延長を認めない」など反対意見が多数を占めているにも拘わらず、なぜ受け入れ表明に至ったのか。また、道民の反対意見をどのように受けとめたのか、併せてお答えください。

【回答】

- わが国のエネルギー政策では、特定放射性廃棄物の最終処分は地層処分が基本であり、道としては、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に掲げる通り、その処分方法の試験研究を進める必要があるものと考えております。
一方、幌延深地層研究計画については、道民の皆様の中に、最終処分場になるのではないかと不安や懸念がある中、三者協定を担保措置として受け入れたものであり、深地層の研究は、三者協定に則って進められなければならないと考えており、「研究計画（案）」に関する申し入れも、三者協定に則ったものであることが大前提であるものと考えております。
- 「研究計画（案）」について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しました。
道では、確認会議の開催時、確認会議結果の説明会やメール等を通じご意見をいただいたところ主なものとして、研究を推進すべきとのご意見があった一方、
 - ・ 当初計画の研究期間20年程度を無視しており認めることができない
 - ・ 再延長を認めると自動延長になる可能性があり、最終的には処分場になる可能性がある
 - ・ 終了期限が示されておらず、明らかにすべき
 - ・ 研究は順調としながらも突然の延長であり情報提供が不十分（信用できない）などのご意見があったところです。
- このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって三者協定を大前提と認識し、
 - ・ 最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを「研究計画（案）」に書き加え改めて提出したこと
 - ・ 令和2年度以降の研究期間は9年間であること
 - ・ 原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっか

り取り組むこと

- ・ 原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの「研究計画（案）」に即して研究を進めること
- ・ 原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること
- ・ 原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えること

などを明らかにしたところであり、これにより、延長によって、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様の不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると思います。

- 以上を踏まえ、道としては、この「研究計画（案）」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、原子力機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、今後、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。

【質問2】

知事が12月6日に原子力機構理事長と直接会って話した内容は、原子力機構がこれまで示していたものと何ら変わらないものでしたが、何のために会ったのか、その真意は何かお答えください。

【回答】

- 「研究計画（案）」について、道と幌延町は、確認会議を開催し、この度の原子力機構からの申し入れは、三者協定に反するものはないことを確認しました。
- 一方、道民の皆様の間には、将来、なし崩し的に最終処分場になるのではないかといった不安の声も依然としてあるところであり、道としては、こうした声を踏まえ、知事自身が原子力機構幹部に直接会って研究期間の考え方や、最終処分場にしないことなど、三者協定の遵守を改めて確認することが必要と考えたところです。
- このため、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じて、原子力機構は研究計画を進めるにあたって三者協定を大前提と認識し、
- ・ 最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを「研究計画（案）」に書き加え改めて提出したこと
 - ・ 令和2年度以降の研究期間は9年間であること
 - ・ 原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかりと取り組むこと
 - ・ 原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの「研究計画（案）」に即して研究を進めること
 - ・ 原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること
 - ・ 原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについて

も、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長によって、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様の不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。

【質問3】

延長計画に対して現時点までに少なくとも4市町の議会が撤回などの意見書を可決したことについてどのように受けとめているのか。また、幌延町だけが受け入れを容認すれば、ほかの道民の多数が反対意見を出しても無視をしても構わないとの前提で受け入れ表明をしたのか併せてお答えください。

【回答】

- 幌延町に隣接する浜頓別町議会などから、国等に対し、幌延深地層研究計画の撤回と幌延の研究施設の廃止を求める意見書が決議されたと承知しております。
- 道としては、道民の皆様の中に、「なし崩し的に最終処分場になるのではないかなど「研究計画（案）」に対する不安の声があることを踏まえ、知事と原子力機構理事長との面談などを通じ、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すこと、研究期間は9年間であり、その期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むことなどを確認し、この度の判断を行ったものです。
- 今後、道民の皆様への説明会を開催するなどして、判断に至った道の考え方をご説明するとともに、専門有識者を加えた確認会議を毎年度開催の上、研究が三者協定に則り計画に即して進められているか確認し、その結果を公表していくことにより、道民の皆様のお不安や懸念をできるだけ小さくしていけるよう取り組む考えであります。

【質問4】

今回の研究延長受け入れの判断に至った経緯の中に、国からの圧力等の関与があったのかお答えください。また、8月2日に原子力機構からの延長申し入れ以降、国への何らかの相談をされたのかお答えください。

【回答】

- この度の「研究計画（案）」の受け入れは、道民の皆様のご意見や道議会での議論、地元幌延町の意向を踏まえ、道として判断したものです。
- また、文部科学省及び経済産業省は、我が国のエネルギー政策を担う立場であるとともに、国立開発研究法人である原子力機構の指導監督を行う立場もあることから、道としては、国の政策と「研究計画（案）」との整合性などについて確認等を行うため、両省の担当者に確認会議への出席を依頼しました。

【質問5】

12月5日に生活クラブ生協が道民意見を持参した際に、道の担当者が、「『20年の約束』と言われても3者協定のどこにも書かれていないし、『約束』と言ったこともない」と発言をされました。しかし、3者協定締結当時の知事は12月5日の北海道新聞のインタビュー記事で『20年の約束は重い』と答えています。つまり、当時の知事は『道民と20年の約束をした』と認識されていることがわかります。いつから『20年の約束』の認識がなくなったのか、変遷した経緯とともにお答えください。

【回答】

- 幌延深地層研究計画は、道民の間に最終処分場になるのではないかとの懸念がある中、「三者協定」を担保措置として「20年程度」を期間とする研究計画を受け入れたものであり、実施主体である原子力機構は、これに沿って研究を進める責任があると認識しています。
- こうした中、機構から外部専門家の評価などを踏まえ、引き続き、研究開発が必要となったとして、突然に、研究期間延長の申し入れがあったことは、申し入れ自体は協定に基づく事前協議の対象ではあるものの、道民からの信頼を損ないかねないものであったと考え、知事と機構理事長の面談の際、機構理事長に対して、毎年研究は順調としていながら、当初計画で20年程度と設定していた研究期間について、その延長を突然申し入れたことに対する道民の不安や懸念を強く指摘し、地域からの信頼の重視と積極的な情報の公開と発信を求めたところです。
- また、この面談を通じて、申し入れに関し、機構は研究の実施主体として責任をもって計画に即して研究を進めることや、実績はもとより外部評価についても道や幌延町、地域での説明会等でしっかり伝えていくこと、工程表を整理し実施状況を分かりやすく説明していくことを確認したところです。
- 道としては、この度の申し入れを受け入れるにあたり、9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかりと取り組むことを求めるとともに、確認会議で、研究が協定に則り、計画に即して進められているか確認していきます。

【質問6】

延長受け入れ表明に際し、知事は「延長は9年しか認めるつもりはない」との趣旨の発言をしています。何を担保にこのような発言をされたのか具体的にお答えください。

【回答】

- 道としては、原子力機構理事長が、知事との面談において、令和2年度以降の研究期間は9年間であり、その期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかりと取り組むと明言したことや、道としても、毎年度、三者協定に基づく専門有識者を加えた確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して進められているか確認することにより、「研究計画(案)」については、9年間で必要な成果を得て

研究を終了するものと考えています。

【質問7】

12月9日に幌延町長が、12月10日に知事が研究延長（案）の受け入れ表明をしています。原子力機構との最終的な延長受け入れ合意は、誰が、いつ、どんな形式をもって最終的に決定したことになるのか、すべて明らかにしてください。

【回答】

- この度の原子力機構からの研究期間延長の申し入れについては、確認会議における確認結果や機構理事長との面談などを通じ、三者協定に則っており、9年間の研究期間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、道として受け入れることを判断し、道議会において表明したところです。
- 今後、道内4カ所で開催する予定の「研究計画（案）」の受け入れに係る道の対応に関する説明会を経た上で、文書で原子力機構に回答する予定です。

【質問8】

今後予定されている道民への説明会の目的・時期・場所は何かお答えください。

【回答】

- 説明会ですが、原子力機構より協議申し入れあった「研究計画（案）」の受け入れに係る道の対応について説明するため、次のとおり4カ所で開催を予定しております。
 - ・ 札幌市
日時：令和2年1月14日（火）18：30～
場所：TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 はまなす
（札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館5階）
 - ・ 幌延町
日時：令和2年1月15日（水）18：30～
場所：幌延深地層研究センター国際交流施設（幌延町宮園町1－8）
 - ・ 函館市
日時：令和2年1月15日（木）18：30～
場所：渡島総合振興局（函館市美原4丁目6－16）
 - ・ 帯広市
日時：令和2年1月16日（木）18：30～
場所：とかち館（帯広市西7条南6丁目2番地）